

益田市告示第 5 1 号

益田市放課後児童クラブ事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和 7 年 3 月 2 4 日

益田市長 山 本 浩 章

益田市放課後児童クラブ事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、小学校に就学する児童であって保護者が労働等により昼間家庭にいないものの放課後の居場所を確保し、及びその健全な育成を図ることを目的として、児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 6 条の 3 第 2 項に規定する放課後児童健全育成事業（以下「放課後児童健全育成事業」という。）を実施する団体に対し、予算の範囲内において益田市放課後児童クラブ事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、益田市補助金等交付規則（平成 9 年益田市規則第 9 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第 2 条 補助金の交付の対象となる団体（以下「補助対象団体」という。）は、児童福祉法第 3 4 条の 8 第 2 項の規定により市長に届け出て、市内において放課後児童健全育成事業所（益田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年益田市条例第 3 7 号。以下「基準条例」という。）第 5 条第 5 項に規定する放課後児童健全育成事業所をいう。以下同じ。）を開設している事業者であって、市長が適当と認めるものとする。

(補助事業)

第 3 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助対象団体が実施する放課後児童健全育成事業であって、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に開設した放課後児童健全育成事業所（以下「放課後児童クラブ」という。）において、基準条例に定める設備及び運営に関する基準を遵守して実施する事業であること。
- (2) 益田市放課後児童健全育成事業実施要綱（平成 1 6 年益田市告示第 1 5 8 号。以下「実施要綱」という。）第 3 条に規定する事業内容を実施するものであること。
- (3) 実施要綱第 4 条に規定する対象児童を対象とするものであること。
- (4) 補助事業を実施する年度の 4 月 1 日現在において、別表第 1 に掲げる小学校に属する児童が 1 0 人以上放課後児童クラブに入所していること。
- (5) 放課後児童クラブの開所日数が年間 2 5 0 日以上であること。ただし、市長が特別に認める場合は、この限りでない。
- (6) 放課後児童クラブを開所する時間が、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次

に定める時間であること。

ア 小学校の授業の休業日 1日につき8時間以上

イ 小学校の授業の休業日以外の日 1日につき3時間以上

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助事業に要する経費のうち、人件費、光熱水費、消耗品費、燃料費、備品購入費、保険料、報償費、使用料及び役務費とする。ただし、補助事業に対し、国、県その他の団体からの助成金、寄附金その他の収入がある場合は、その金額に相当する額は、補助対象経費から除く。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、一の支援単位(基準条例第10条第4項に規定する支援の単位をいう。)につき、別表第2に定めるところにより算出された額と補助対象経費の実支出額と比較して少ない方の額とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする団体は、益田市放課後児童クラブ事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 運営概要書(様式第2号)

(2) 収支予算書(様式第3号)

(3) 資金計画表(様式第4号)

(4) 利用児童名簿(当初交付申請用)(様式第5号)

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、法令及び予算等に照らしてその内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、補助金の交付を決定したときは、益田市放課後児童クラブ事業補助金交付決定通知書(様式第6号)により、当該申請をした団体に通知するものとする。

(交付の条件)

第8条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定をする場合において、次に掲げる条件を付すものとする。

(1) 補助事業の内容を変更する場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を受けなければならない。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。

(4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具その他の財産(以下「取得財産」という。)については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が定める期間(以下「処分制限期間」という。)が経過するまでの間、市長の承認を受けずに、

この補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付けし、担保に供し、又は廃棄してはならない。

- (5) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を市に返納させることがある。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図ること。
- (7) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、市長が別に定める書面により速やかに市長に報告しなければならない。この場合において、補助対象団体が全国的に事業を展開する組織の支部等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部等の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。
- (8) 前号に規定する報告を行った場合で、市長が当該仕入控除税額の全部又は一部を市に納付するよう命じたときは、その命じられた額を納付しなければならない。
- (9) 利用児童の利用状況、放課後児童支援員（基準条例第10条第3項に規定する放課後児童支援員をいう。）及び補助員（同条第2項ただし書に規定する補助員をいう。）の出勤状況並びに補助事業の運営に係る収入及び支出の状況を常に明確にしておくとともに、関係帳簿及び証拠書類を整理し、補助金の交付を受けた日の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。ただし、取得財産がある場合は、当該期間の経過後、取得財産の財産処分が完了する日又は処分制限期間が経過する日のいずれか遅い日まで保管しておくなければならない。
- (10) 児童福祉法、基準条例その他の関係法令及びこれらに基づく市長の指示に従い、放課後児童健全育成事業の運営を適正に行うこと。

（着手届及び完了届の省略）

第9条 規則第10条ただし書の規定により、この補助金に係る着手届及び完了届については、提出を要しないものとする。

（変更、中止又は廃止）

第10条 第7条の規定により補助金の交付の決定を受けた団体（以下「補助事業団体」という。）は、補助事業を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市と協議の上、市長が必要と認める書類を提出し、市長の承認を受けなければならない。

（実績報告）

第11条 補助事業団体は、当該補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を得た場合を含む。）は、補助事業が完了した日の翌日から3か月を経過した日又は補助金の交付決定を受けた日が属する年度の3月31日のいずれか早い日までに益田市放課後児童クラブ事業補助金実績報告書（様式第7号。以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

ない。

- (1) 事業費補助額算定書（様式第8号）
- (2) 支援が必要な児童の受入れに係る経費報告書（様式第9号）
- (3) 年度末時点の放課後児童クラブ事業の利用者の名簿
- (4) 職員別、補助項目別の当該年度の給与額が分かる書類
- (5) 送迎用車両用燃料代の領収書の写し（送迎用車両の燃料代が分かるもの）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（補助金の額の確定）

第12条 市長は、前条の規定により実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、条件に適合すると認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、放課後児童クラブ事業補助金確定通知書（様式第10号）により当該補助事業団体に通知するものとする。

（請求）

第13条 補助事業団体は、補助金の交付を請求しようとするときは、放課後児童クラブ事業補助金請求書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

（雑則）

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

（失効）

2 この告示は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

別表第1（第3条関係）

吉田南小学校、益田小学校、吉田小学校、高津小学校、安田小学校、中西小学校

別表第2（第5条関係）

補助金の区分	対象要件		金額（年額）
1 基礎補助金	別表1に掲げる小学校に属する児童の年間利用人数を12月で除した人数	10人から19人まで	870千円
		20人以上	1,620千円
2 送迎補助金	年間送迎日数	195日以上	110千円
3 職員加配補助金	市が別に定める基準による支援が必要な児童に対する加配職員	1人以上	680千円